

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前(現在の会員規約)	変更後
2	3	2	3	3.会員は、ETCカードを貸与、質入、預託、譲渡もしくは担保提供等を一切行わないものとします。	3.ETCカードは、カード上に表示された名義の会員本人だけが使用できるものとし、会員は、第三者に対して貸与、質入、預託、譲渡もしくは担保提供等を一切行わないものとします。
2	4	—	—	4.ETCカードは、カード上に表示された名義の会員本人だけが使用できるものとします。	4.(削除)
5	—	5	—	ETCカードの利用範囲は、原則としてETCシステムの利用のみとし、「ETCシステム利用規程および同実施細則」等道路事業者が定めた約款等に基づき利用するものとします。なお、道路事業者所定の料金所においては、ETCカードの提示により道路事業者所定の料金支払ができるものとします。	ETCカードの利用範囲は、原則としてETCシステムの利用のみとし、「ETCシステム利用規程」「ETCシステム利用規程実施細則」等道路事業者が定めた約款等に基づき利用するものとします。なお、道路事業者所定の料金所においては、ETCカードの提示により道路事業者所定の料金支払ができるものとします。
7	2	7	2	2.ETCカードが紛失、盗難等で他人に使用された場合、そのカード使用に起因して生じる債務については、規約等に従います。なお、ETCカードを車載器に挿入した状態あるいは車内に放置した状態でのETCカードの紛失、盗難においては、規約等で定める重大な過失があったものとみなし、支払免除の対象となりません。	2.ETCカードが紛失、盗難等で他人に使用された場合、そのETCカード使用に起因して生じる債務については、規約等に従います。なお、ETCカードを車載器に挿入した状態あるいは車内に放置した状態でのETCカードの紛失、盗難においては、規約等で定める重大な過失があったものとみなし、支払免除の対象となりません。
8	3	8	3	3.2において、当該手続きが完了するまでの <u>上記サービス非対象期間中</u> 、会員が被った損失、損害(上記サービスの割引を受けられないことを含む)について当社は一切の責任を負わないものとします。	3.本条第2項において、当該手続きが完了するまでの <u>期間中</u> 、会員が被った損失、損害(上記サービスの割引を受けられないことを含む)について当社は一切の責任を負わないものとします。
9	1	9	1	1.会員は、ETCカードを退会する場合、所定の届出用紙にETCカードを添えて当社に届け出るものとし、同時に当社に対するETCカード利用による債務の全額を <u>支払うもの</u> とします。ただし、当社が認める場合には通常の支払方法によるものとします。	1.会員は、ETCカードを退会する場合、所定の届出用紙にETCカードを添えて当社に届け出るものとし、同時に当社に対するETCカード利用による債務の全額を <u>速やかに支払うもの</u> とします。ただし、当社が認める場合には通常の支払方法によるものとします。
9	2	9	2	2.会員は、当社にETCカードの退会の申し出をした後は、会員の本特約に基づく当社との契約は当然に終了し、 <u>会員に貸与されていたETCカードは失効します。</u>	2.会員は、当社にETCカードの退会の申し出をした後は、会員の本特約に基づく当社との契約は当然に終了し、 <u>会員に貸与されていたETCカードは失効し、退会後は、一切利用できないことを会員は承諾するものとします。</u>
9	3	9	3	3.会員がカードを退会した場合、退会と同時に当然にETCカードも退会となるものとします。 <u>その際、会員は速やかにETCカードを当社に返還し、その後ETCカードを一切利用しないものとします。</u>	3.会員がカードを退会した場合、退会と同時に当然にETCカードも <u>失効</u> となるものとします。
9	4	9	4	4.ETCカードを退会する場合、その際、会員は速やかに <u>ETCカードを当社に返還し、その後ETCカードを一切利用しないものとします。</u>	4.会員はETCカードの退会を申し出た場合、当社へETCカードを返却しなければならないものとします。 <u>ただし、当社より破棄処分の指示がある場合にはこれに従い、ICカードのICチップ搭載部分を切断し、使用不能の状態として処分するものとします。</u>
10	1	10	1	1.当社は、規約等に定めるところによりカードの利用・貸与の停止・資格の取消等の措置を取った場合には、 <u>会員に通知することなく</u> 当然に当該会員のETCカードも同様の措置を取ることができるものとします。	1.当社は、規約等に定めるところによりカードの利用・貸与の停止・資格の取消等の措置を取った場合には、 <u>会員に事前の通知なく</u> 当然に当該会員のETCカードも同様の措置を取ることができるものとします。
10	3	10	3	3.ETCカードの資格を取消された場合、会員は当社に対するETCカード利用による債務の全額を <u>支払うとともに、その際、会員は速やかにETCカードを当社に返還し、その後ETCカードを一切利用しないものとします。</u>	3.本条第1項の場合、会員は当社に対するETCカード利用による債務の全額を <u>支払うもの</u> とします。